

京都市告示第 15 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日まで、株式会社ワン・ワールドを京都市公金収納受託者として、動物園の入園料の徴収及び収納事務を委託します。

平成 27 年 4 月 1 日

京都市長 門川 大作

(文化市民局動物園)